


所管部課	総務部 職員課	部長	広沢 光政		
件名	東大和市職員の人事評価に関する要綱の一部を改正する訓令について				
		区分		1 審議事項	○ 2 報告事項
関係事項	条例 規則				
	部課 機関				
1. 要旨					
<p>人事評価における参事の目標管理評価は、副市長が評価調整者となっている。しかし、参事は部長職から指導及び助言を受けることから、副参事職と同様に評価調整者を総務部長に改正するものである。</p> <p>(1) 主な内容 目標管理評価（様式3）の参事（部長及び議会事務局長の職にあるものを除く。）の評価調整者を副市長から総務部長に改正する。</p> <p>(2) 施行日 市長決裁日から施行</p>					
2. 経過（現時点に至るまでの経過） 文書課審査済					
3. 留意事項（問題点等）					
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、速やかにマニュアルを改正する。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。